

○松戸市立博物館条例

平成4年9月24日

松戸市条例第28号

改正 平成10年3月27日条例第11号

平成13年6月21日条例第23号

平成23年3月30日条例第11号

平成24年3月29日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、松戸市立博物館（以下「博物館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館を次のとおり設置する。

名称	位置
松戸市立博物館	松戸市千駄堀671番地

(管理)

第3条 博物館は、松戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(職員)

第4条 博物館に館長、学芸員その他必要な職員を置く。

(事業)

第5条 博物館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 歴史、考古、民俗、自然史等に関する実物、標本、模写、模型、文献、図表、フィルム等の資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 博物館資料に関する調査研究を行うこと。
- (3) 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- (4) 博物館資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。
- (5) 博物館資料の利用に関し必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- (6) 他の博物館、美術館、文書館、図書館、学校その他学術又は文化に関する施設との相互協力に関すること。
- (7) その他教育委員会が必要と認める事業

(観覧料)

第6条 博物館に展示されている博物館資料を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を納入しなければならない。

- 2 教育委員会は、特に必要と認める場合においては、前項の観覧料を免除することができる。
- 3 既納の観覧料は、返還しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、返還することができる。

(入館の制限及び退館)

第7条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、入館を禁止し、又は退館させることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 博物館の施設、展示品等を損壊するおそれのあるとき。
- (3) その他博物館の管理上支障があるとき。

(博物館協議会)

第8条 博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定により、博物館に松戸市立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して8か月を超えない範囲内において教育委員会が規則で定める日から施行する。

(平成5年3月松戸市教育委員会規則第2号で、同5年4月29日から施行)

附 則(平成10年3月27日松戸市条例第11号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年6月21日松戸市条例第23号)

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日松戸市条例第11号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日松戸市条例第7号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分		観覧料（1人1回につき）	
		個人	団体（20人以上）
常 設 展 示	一般	300円	240円
	高校生・大学生	150円	100円
	中学生以下	無料	無料
企 画 ・ 特 別 展 示	次の各号に掲げる額を超えない範囲内において、その都度展示内容に応じ、教育委員会が定める。ただし、中学生以下の者に係る観覧料にあつては、無料とする。		
	(1) 一般	1,200円（共通観覧料については、1,440円）	
	(2) 高校生・大学生	600円（共通観覧料については、700円）	

備考

- 1 企画・特別展示とは、博物館において通常の展示品以外を展示する場合をいう。
- 2 共通観覧料とは、常設展示及び企画・特別展示を観覧することができる観覧料をいう。